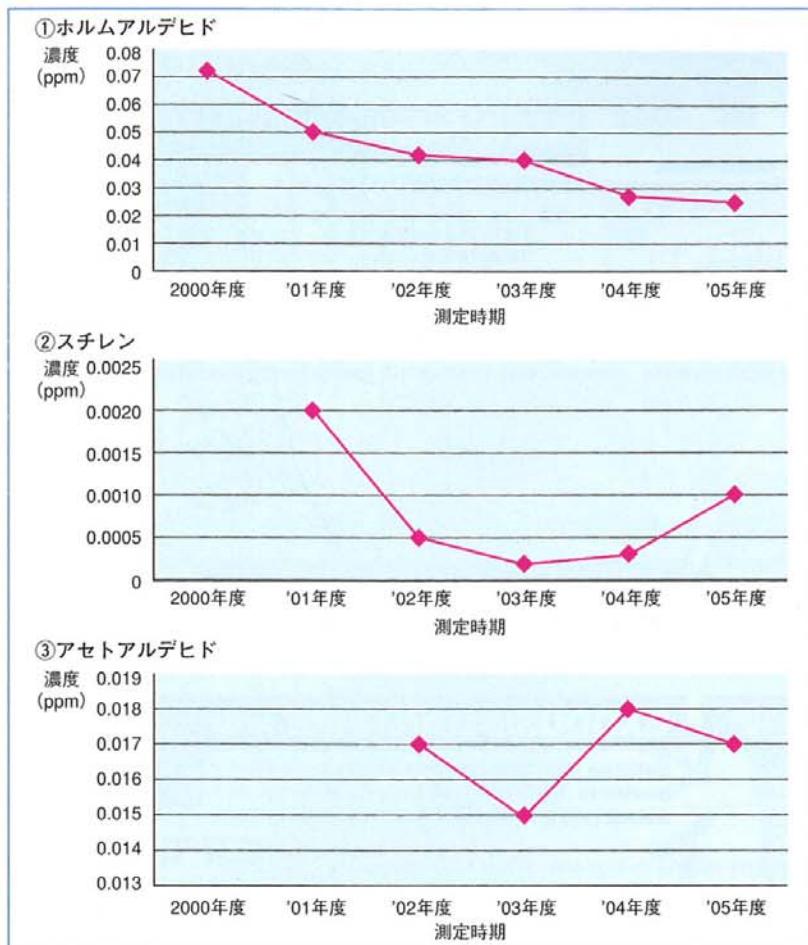


シックハウス問題は 解決したのか？

F ★★★★ 建材が当たり前の今、新たな課題が見えてきた



沈静化の陰に隠れる問題

F ★★★★ 建材も出そろい、確認審査も滞りなく進むようになった今、シックハウス問題はすでに解決済みなのでしょうか？ 少なくとも、大阪府建築士会の「シックハウス研究会」（以下、研究会）は、沈静化したシックハウス問題に、新たな課題を見出している。

1—ホルム以外の濃度が上がり始める

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの調査でも、室内のホルムアルデヒド濃度は低下している【図1①】。その一方、ホルムアルデヒドの代替品として、使われるVOCの種類は逆に増えた、と研究会は指摘する。前出の調査でも、スチレンやアセトアルデヒドの濃度は微妙に上がり始めている。

最近、ホームセンターなどで安価なF ★★★☆合板が売られている。法規上、F ★★★☆は使用可能だが、使用面積の制限などがある。しかし、DIY、確認申請の必要のないリフォーム、さらには、現場で足りなくなつた建材をホームセンターで仕入れるなどの場合、コスト削減が優先され、何の検証もなくそうした建材が用いられないことも限らない。

また、職人が個人でストックしてい

【図1②・③】。その値は微量でも、使われるVOCの種類が増えていることと併せれば、VOC総量（TVOC）の増加と、それによる影響が懸念される。

2—24時間換気を住まい手が止める

2003年以降、24時間機械式換気が義務化された。しかし現実は、「省エネに反する」「寒気が流入する」などの理由で、住まい手が機器を止め例があとを絶たない。また、機器停止後も「何も問題ない」と判断し、再稼動させない例も多い。ただし、「だるい」「なんとなく苦しい」などの症状があつても、換気を止めたためと考える人は少ない。だが、実はそれがシックハウスであるおそれもある。

こうした潜在的なシックハウス患者の増加を、研究会では懸念している。3—F ★★★☆以外の建材も使われる

F ★★★☆合板が売られている。法規上、F ★★★☆は使用可能だが、使用面積の制限などがある。しかし、DIY、確認申請の必要のないリフォーム、さらには、現場で足りなくなつた建材をホームセンターで仕入れるなどの場合、コスト削減が優先され、何の検証もなくそうした建材が用いられないことも限らない。

大手メーカー参加のNPOはシックハウス問題をどう見るか

大手ハウスメーカー、建材メーカーなどが会員に名を連ねるNPO法人日本健康住宅協会。同会は、シックハウス問題の現状をどう捉えているのか。安藤研治常務理事に聞いた。

—シックハウス問題の現状をどのようにお考えですか？

安藤——全体的には、2003年前後と比べて沈静化した印象をもっています。当会が常設する健康相談コーナーへの相談でも、シックハウス関係のものは減ったのが事実です。それでも、決してゼロになつたわけではありません。最近では、匂いに関する相談が多いように感じていますが、そのなかには、化学物質が原因と考えられるものも含まれています。

—化学物質使用の規制と対をなすシックハウス対策の要、24時間換気は、現在有効に働いているとお感じですか？

安藤——24時間回し続けるのは電気代がもつたない、音がうるさいなどの理由でスイッチを切られる例があると把握しています。また、きちんと回し続けていたとしても、2階建ての2階部分で第3種による集中換気とした場合、2階居室の空気の動きが比較的悪くなることなども分かっています。いずれも、今後研究すべき対象ではないかと思っています。

図1 「健康住宅」のイメージ

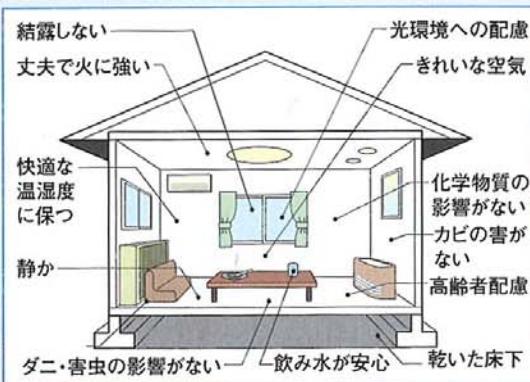


図2 | 化学物質の主な発生源

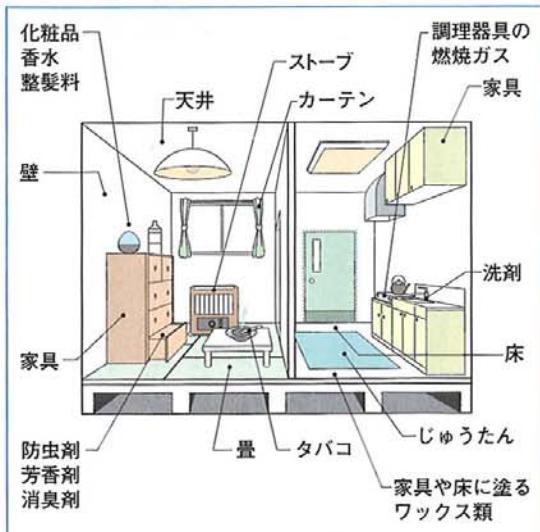
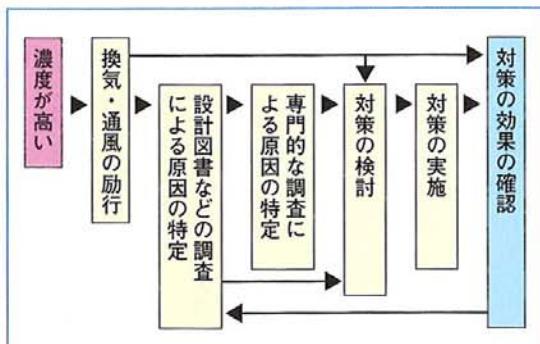


図3 | シックハウス問題の対策の流れ



—貴会が目指す健康住宅とはどのようなものでしょうか。

安藤——当会が目指す「健康住宅」とは、住まい手が身体的、精神的、社会的に健やかな状態で心地よく暮らすため、丈夫で長もちし、健康阻害要因をなくす工夫をした住宅です【図】。もちろんそこには、シックハウス対策も含みます。

—シックハウス問題の解消や、健康住宅実現への取り組みをお聞かせください。

安藤——当会では、防露、防腐・防カビ、温熱環境など、10の研究部会が毎年新しいテーマに取り組んでおり、シックハウス対策については空気環境部会で研究しています。今後もそれら研究の成果をもとに、会員、生活者と連動して、シックハウス問題などの健康阻害要因の排除、そして、その延長線としての健康住宅の実現を目指していきたいと考えています。

る法改正前の接着剤・塗料などが、オーブンタイムが短くて済むなどの理由により、工期短縮を求められるなかで、「良かれと思つて」使われるることも考えられる。

勉強・監理・啓蒙が必要

こうした状況下、設計者ができる対策として、研究会は以下を提案する。

1 自ら知識をもつ

どの建材に、どんな物質が、どの程度含まれるかをできる限り把握する。これら情報を入手するには、M S D S【※】などを活用するとよいだろう。そしてその建材をどこにどのくらい使うのか、また、できればそのほかの化学物質の発生要因を併せて【図2】、総

して、1・2により完工した物件を引き渡しても、換気機器を停止する、メンテナンスを怠るなど、建築主の使い方によつては悪影響が出るおそれもある。アドバイスは引き渡し時だけでなく、継続的な報告をお願いするなど、長期的な視野で考えるようにする。

それでも問題が生じた場合、きちんとした調査したうえで、的確な対策を検討することが必要だ【図3】。（編集部）

2 使用する建材を細かく指定する
量ベースで化学物質量を想定する。

1に従つて、使用建材を可能な限り詳細に指定する。そのうえで、それが現場で守られ、イレギュラーなものが混用されないよう監理する。時にうるさいと感じられても、現場を啓蒙する。

3 建築主へアドバイスする